

契約事務における情報管理の徹底について

(予定価格を知る者の少数特定の取組)

局総第 556号
平成23年7月5日

各 部 長
各種委員会事務局長
議 会 事 務 局 長 様
各 部 局 長
各 地 方 部 局 長

出 納 局 長

契約事務における情報管理の徹底について

入札執行に係る決定書及び積算書、設計書等の予定価格を類推することが可能である情報等が記載された文書の取扱いについては、「予定価格の取扱いについて(通達)」(平成12年5月1日付け局総第96号出納局長通達)において慎重な取扱いを求めているところですが、より厳格に管理するため、次の事項に留意して契約事務を適正に行ってください。

記

1 積算書等の取扱い

積算書、設計書等(以下「積算書等」という。)における積算・設計金額の決定については、入札執行に係る決定書及び見積徴取に係る決定書(以下「起工決定書等」という。)とは別に行うこととし、起工決定書等の決裁に当たっては、積算書等を添付しないこと。

なお、積算書等における積算・設計金額の決定に当たっては、設計部門(入札執行又は見積徴取に係る積算・設計を行う課等をいう。)において起工決定書等の決裁権者と同一の者による決裁を得ること。

2 起工決定書等及び積算書等の決裁

起工決定書等の決裁及び積算書等における積算・設計金額の決裁にあつては、形式的な回付を避け、回付先を必要最小限とすることとし、合議を必要とする場合にあっては、合議先においても同様とすること。

3 起工決定書等の記載事項

契約種類に応じ、競争入札又は随意契約の区分、予定価格調書作成の要否、契約書・請書作成の要否、金額による専決区分、建設工事における原則等級などを判断することができる金額区分を起工決定書等において明らかにすること。ただし、工事発注予定情報における概算工事費など、あらかじめ積算・設計金額の概算額がわかるものについては、当該概算額をもって金額区分に代えることができるものであること。

4 適用契約

予定価格調書を作成する売買、貸借、請負その他の契約について適用すること。

(総務課財務制度グループ)

(参 考)

物品購入契約（総合振興局（振興局）地域政策部執行）の場合

金 額 区 分	
30万円未満	見積書の徴取省略
30万円以上 70万円未満	総務課主幹の合議 請書の作成省略
70万円以上 100万円未満	予定価格調書の作成省略
100万円以上 160万円以下	随意契約の適用上限
160万円超 200万円未満	検査調書の作成省略
200万円以上 500万円未満	課長専決上限
500万円以上 2,000万円未満	部長専決上限
2,000万円以上 5億円未満	地域政策部長の合議 副局長専決上限
5億円以上	局長決裁

委託契約（総合振興局（振興局）地域政策部・産業振興部執行）の場合

金額区分	
30万円未満	見積書の徴取省略
30万円以上 70万円未満	総務課主幹の合議 請書の作成省略
70万円以上 100万円未満 (100万円以下)	予定価格調書の作成省略 随意契約の適用上限
100万円以上 (100万円超) 200万円未満	検査調書の作成省略
200万円以上 500万円未満	課長専決上限
500万円以上 2,000万円未満	部長専決上限
2,000万円以上 5億円未満	地域政策部長の合議 副局長専決上限
5億円以上	局長決裁